

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年 3月 8日

岩手県立前沢明峰支援学校長 中野 真幸

1 調達内容

- (1) 業務名 岩手県立前沢明峰支援学校給食調理等業務
- (2) 履行期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (3) 履行場所 奥州市前沢字田畠18番地1
- (4) 業務概要 給食調理及びそれに付帯する業務全般
(調理、盛付、食器具の洗浄・消毒及び保管、厨房・設備等の清掃等。詳細は、別紙仕様書等による。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による県内での営業許可を有する者であること。
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）又は夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に規定する学校給食に必要な施設又は高等学校寄宿舎等の食堂の実施に必要な施設等での調理業務について、過去5年以内に2年以上の契約実績を有していること。
- (4) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有し、過去10年以内に学校給食等業務に1年以上の経験を有する者を1名以上常勤で調理業務に従事させること。
- (5) 申請書等の提出月日（以下「資格確認日」という。）から起算して過去2年間、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (6) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (7) 岩手県内に本店、支店又は、営業所を有する者であること。
- (8) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

- (10) 3に定める競争入札参加資格確認申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (11) (10)の期間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (12) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札説明書及び競争入札参加資格確認申請書等の配付について

本件の入札に参加しようとする者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて学校長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出は別に定める様式によるものとし、その様式書類・入札説明書及び仕様書等を次により配付します。

- (1) 配付期間 令和4年3月8日（火）から令和4年3月18日（金）
土日を除く午前9時から午後4時30分まで
- (2) 配付場所 奥州市前沢字田畠18番地1 岩手県立前沢明峰支援学校事務室

4 申請書等の受付について

- (1) 受付期間 令和4年3月8日（火）から令和4年3月18日（金）
土日を除く午前9時から午後4時30分まで
- (2) 受付場所 奥州市前沢字田畠18番地1 岩手県立前沢明峰支援学校事務室
- (3) 申請書等の提出部数は1部とします。
- (4) 申請書等は持参願います。
- (5) 提出された申請書等は返却しません。

5 競争入札参加資格の確認結果の通知

競争入札参加資格の確認結果については、郵送またはFAXで通知します。

6 入札に関する事務担当及び問い合わせ先

岩手県立前沢明峰支援学校 事務室

奥州市前沢字田畠18番地1

電話番号 0197-56-6707 Fax 0197-56-5967

7 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 期日 令和4年3月23日(水) 午前11時
- (2) 場所 奥州市前沢字田畠18番地1 岩手県立前沢明峰支援学校 応接室

8 入札保証金に関する事項

岩手県会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第96条、第97条第1項第1号の規定による。

9 その他必要な事項

- (1) 調達手続の停止 令和4年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (2) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除することがある。また、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (3) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 契約金額は、総価(3年度間分)で入札に付すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 予定価格の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。
- (8) 電信入札、郵便入札は認めない。
- (9) その他、詳細は入札説明書による。